

社会福祉法人からしだね

役員及び評議員の報酬に関する規程

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人からしだねの役員及び評議員の報酬について定めるものである。

（定義）

第2条 この規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

（理事会及び評議員会の出席）

第3条 役員が理事会に出席したとき及び評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。

（理事及び評議員の報酬）

第4条 理事長が理事会出席以外で法人及び施設の運営のために、その業務にあたった場合は、別表1により報酬を支払うことができる。

2 役員が理事会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表1により報酬を支払うことができる。

3 評議員が評議員会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表1により報酬を支払うことができる。

（監事の報酬）

第5条 監事が法人及び施設の運営状況を指導または監査の業務に当たった場合は、別表1により報酬を支払うことができる。

（適用除外）

第6条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

（改正）

第7条 本規程を改正する必要がある場合には、理事会の議決を経なければならない。

付 則

1 この規程は、平成18年1月1日より適用する

別表 1

名 称	報 酬
理事会出席報酬等	15,000円
評議員会出席報酬等	15,000円
役員及び評議員 苦情解決第三者委員の業務報酬等	15,000円
監事監査指導報酬等	33,000円